

論 文

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」における文化的景観と林業

—熊野古道・中辺路ルートを事例に—

藤代 直希*・松下 幸司*

Cultural Landscape and Forestry in the World Heritage “Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range”: A Case Study of Nakahechi Pilgrimage Route

Naoki FUJISHIRO* and Koji MATSUSHITA*

2004年に世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」は日本で初めて文化的景観が適用された。林業によって創られてきた景観も文化的景観に含まれる。本研究では、古道周辺の森林現況を分析し、この遺産特有の文化的景観の課題を検討した。調査区間は中辺路ルートの三越峠・熊野本宮大社間(約11.2km)である。人工林率は93.8%と高いものの、近年、伐採・造林活動はほとんど行われていないことがわかった。この遺産の文化的景観を維持するためには、古道周辺の森林を適切に管理する必要がある。検討の結果、森林管理に関連し以下のような課題を指摘することができる。第一に、文化的景観についての理解不足が大きい。第二に、緩衝地帯のあり方が十分に検討されていない。第三に、民有林地域における統一的な管理の枠組みが構築されていない。今後、「紀伊山地の霊場と参詣道」を文化的景観の良い事例として情報発信できるように森林管理を行っていく必要がある。

キーワード：文化的景観、人工林、民有林、林業、緩衝地帯

“Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range” was the first area in Japan to be registered as a UNESCO World Heritage site (2004) in a new category, Cultural Landscape, in which forestry is an important component. This site differs from other World Heritage sites in Japan. We examined forestry activities and forest management in an area of 11 km on the Nakahechi pilgrimage route. Plantation forest constitutes 93.8%. Currently, both the planting area and final-cutting area are at zero, i.e., forestry activities have almost stopped. Although forestry activities are expected to continue at the site, in line with Cultural Landscape criteria, a number of challenges relating to Cultural Landscape have emerged. First, the most basic problem is a lack of understanding of the concept of the Cultural Landscape. Second, the role and management of the buffer zone have not been investigated. Third, a unified forest management system has not been developed for non-national forests. It is essential to continue appropriate forest management in order to develop this heritage site and present it in line with good practice, given its designation as a Cultural Landscape.

Key words: cultural landscape, plantation forest, non-national forest, forestry, buffer zone

1. はじめに

1972年、ユネスコ総会で「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(以下、世界遺産条約)が採択された。この条約は、自然と文化を同じ枠組みで保護しようとするところに特徴がある。自然と文化の両方を一つの遺産の中で考えていく概念として、「文化的景観」が1992年に導入された。「自然と文化の共同作品」と表現される概念であるが、文化遺産に含まれている。文化的景観が日本で初めて適用されたのは、2004年登録の「紀伊山地の霊場と参詣道」である。この遺産は推薦段階では「紀伊山地の霊場と参詣道および周囲の文化的景

観」という名称であったものの、登録段階では「周囲の文化的景観」の部分が削除された¹⁾。推薦段階では付けられていた「周囲の文化的景観」という部分が重要である。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産は、吉野・大峯、熊野三山、高野山の三つの霊場とそれらを結ぶ参詣道からなる。参詣道は熊野古道(以下、「古道」と呼ばれている。古道は紀伊半島全体に伸びており、「紀伊山地の霊場と参詣道」は3県29市町村にまたがる遺産である。「紀伊山地の霊場と参詣道」は長い歴史の中で作り上げられてきた遺産で、南方熊楠が研究の対象とした場所としても有名である。世界遺産登録以前には、主に歴史に

* 京都大学大学院農学研究科森林科学専攻 〒606-8502 京都市左京区北白川追分町

* Division of Forest and Biomaterials Science, Graduate School of Agriculture, Kyoto University

関する研究が行われていた。小山(2000)は長年の踏査経験をもとに古代から現代にかけての熊野古道の変遷について研究した。小山(2003)は「道」に焦点を当て、「道」の周辺で行われている生業に関する歴史的研究を行った。世界遺産登録後は、様々な観点からの研究が行われるようになった。寺西(2005)は観光資源の可能性、緩衝地帯と景観の関係、地域史の三点についての課題を指摘し、小田(2005)は世界遺産登録によって生じた保存管理・整備活用上の課題を論じている。文化的景観が認められた「紀伊山地の霊場と参詣道」特有の課題もあるが、文化的景観が世界遺産条約の中で一定の位置を占めつつある今後は、多くの世界遺産において検討を要することが予想される課題も含まれている。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の文化的景観にとって不可欠な要素として森林をあげることができる。このため、森林も世界遺産に適した形で維持・管理を行っていく必要がある。住民と行政との間のコミュニケーション不足が原因で、住民が自分の所有地の古道沿いの木々に「世界遺産反対」とペンキで書いた例²もあり、森林においても問題は認められる。しかし、これまで古道周辺の森林については、景観として見た目が悪いといったような指摘しかなされてこなかった。本研究では、古道周辺の森林に焦点を当て、森林現況を調査するとともに、文化的景観の課題について検討した。

さて、日本の世界文化遺産の多くは森林と関係があることが黒田(2009)により指摘されている。多くの文化遺産では、登録資産に森林が含まれていたり、登録資産が森林と接したりしている。いずれにせよ森林の果たす役割が大きいといえる。「紀伊山地の霊場と参詣道」は緩衝地帯を含めると、我が国の世界文化遺産のなかで最も広い森林面積を含んでいる。「紀伊山地の霊場と参詣道」に次いで森林面積の大きな世界文化遺産としては、「白川郷・五箇荘」、「古都京都」、「石見銀山」、「厳島神社」をあげることができる(黒田, 2009)。人工林や木材生産との関係でみると、紀伊半島は我が国を代表する伝統的な林業地域であり、「紀伊山地の霊場と参詣道」は文化的景観と林業との関係をみる上で重要な事例と考えられる³。

本論文の構成は、2で調査方法を示し、3で「紀伊山地の霊場と参詣道」における森林が、世界文化遺産の推薦書や保存管理計画のなかでどのように記述されているかをまとめておく。これは、4以下の分析と考察の基礎となるものである。4では古道周辺の森林の現況について、森林施業計画データの集計結果を用いて議論し、5では文化的景観の課題について、文献調査、森林現況及び聞き取り調査の結果をもとに議論する。

2. 調査の方法

「紀伊山地の霊場と参詣道」には多くのルートがあるが、本研究では熊野詣の歴史が最も古い中辺路ルートを調査対象地とした(図1)。森林の現況調査については、中辺路ルートのなかでも、三越峠から熊野本宮大社の約11.2kmを対象にデータの収集を行った。森林施業図によると、対象区間の9割以上が森林であり、踏査でも同程度が森林であることが確認された。この区間は、林道、公道、私道が混在しているものの、周囲には森林が広範囲にわたって存在している。また、発心門王子から熊野本宮大社までは観光ツアーのコースとしてよく使われており、森林という文化的景観を情報発信していくためにも、森林の管理に十分に注意を払うべき区間と考えられる。本研究の調査は、古道周辺の森林の現況調査と関係者への聞き取り調査に分けることが出来る。まず、森林の現況調査及びそのデータ化の方法について説明する。なお、調査期間は2007年7月より2008年1月である。

民有林の森林現況については、県が管理している森林簿があり、このデータをもとに県が策定する地域森林計画、市町村が策定する市町村森林整備計画が作成される。地域森林計画の現況表の集計単位は、市町村となっている。必要があればもっと小さな単位の集計も可能かと思われるが、ここで問題になるのは森林簿には古道との関



図1 中辺路ルート
Figure 1. Nakahechi Pilgrimage Route

連を示すデータがないことである。森林簿は森林施業計画、森林施業図とも連動するものであるが、森林施業図に古道が記載されていない。そこで、本研究では、森林組合担当者に小班界をもとに古道の大体の位置を森林施業図上に記載してもらった。この古道位置をもとに、古道周辺の森林の範囲を定めることとした。

その際、古道保護のために両側 50m (幅 100m) に緩衝地帯が設定されていることを考慮した。古道からの実際の可視範囲⁴は 50m 以上なので、古道周辺の範囲を緩衝地帯よりも拡げて古道から両側 100m とした。幅を 100m と拡大したのは、古道の位置が測量に基づく正確なものではないこともある。100m という範囲を決めたものの、森林施業図に示される森林区画 (小班) は古道から 100m の線ではっきりと線引きできるものではない。そこで、本研究では、一部でも古道から 100m の範囲に入っている小班を古道周辺の森林と定義した。図 2 は古道周辺の森林の考え方を示したものである。簡略化のため、片側のみを示した。図 2 に示した小班は 100m 範囲内に全部又は一部が含まれており、古道周辺の森林とみなすこととする。また、斜線を付けた小班は古道周辺の森林に含まれない小班である。

このような手順で古道周辺の森林の範囲を検討した結果、9つの林班 (92, 93, 119, 120, 121, 122, 123, 127, 128) 内にある 211 の小班 (計 209.2ha) が析出された。このうち 2つの小班については森林施業計画データに林況が記載されていなかったため、分析から除外した。以下、209 の小班について、森林施業計画 (調査時点で有効な施業計画) 記載の現況面積、人工林・天然林区分、樹種、林齢、機能別区分、伐採計画のうち間伐の項目を使用した。なお、森林簿、森林施業計画データについては、現況と一致していない場合がある点が問題とされているが、これに代わる資料がないため、本研究で

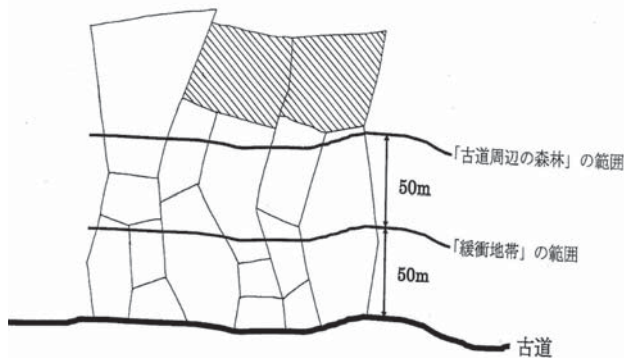


図 2 古道周辺の森林
Figure 2. Definition of forest around Pilgrimage Route

注：細線は小班の区画を示す。
Note: Thin lines show the boundaries of subcompartments.

は、森林施業計画のデータを使用した。また、中辺路ルート全体を踏査し、森林の現況を森林施業図と照合するとともに、伐採箇所の有無、森林の手入れ不足が明白な箇所、所有者不明箇所の確認を行った。

次に、聞き取り調査について述べる。調査先は、和歌山県、田辺市役所、和歌山県世界遺産センター、本宮町森林組合である。調査項目は、①世界遺産指定と森林・林業、②古道観光と森林・林業に分けることができる。①については、古道周辺の森林の整備実績、施業の動向、関連する行政計画、関連する事業、世界遺産指定時の森林の取扱上の課題を中心に調査を行った。②については、古道観光の経緯、観光関連組織、世界遺産指定が森林・林業に与えた影響、観光からみた森林整備のあり方を中心に調査を行った。

3. 「紀伊山地の霊場と参詣道」における森林

3. 1. 資産構成の概要

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、吉野・大峯、熊野三山、高野山という三箇所の霊場とそれをつなぐ参詣道からなっている。世界遺産登録推進三県協議会 (2005) より、登録資産の面積をみると、吉野・大峯が 44.8ha、熊野三山が 94.2ha、高野山が 63.1ha、参詣道が 293.2ha (307.6km) の合計 495.3ha となっている。参詣道が全体の約 6 割を占めている。これらの登録資産の周囲には緩衝地帯が設けられており、その面積は、それぞれ 916ha, 752ha, 582ha, 9,120ha, 合計 11,370ha となっている。緩衝地帯の面積を登録資産の面積と比較すると、吉野・大峯が 20.5 倍、熊野三山が 8.0 倍、高野山が 9.2 倍、参詣道が 31.1 倍となる。参詣道における緩衝地帯は他の資産と比較してかなり大きい⁵。

この世界遺産の登録面積は約 500ha であるが、約 300km の参詣道があるため、全体でみると登録面積の 20 倍を超える 11,370ha の緩衝地帯を持つことになる。この緩衝地帯には森林が多く含まれているが、上記資料には緩衝地帯の霊場別面積のみが計上されており、それ以上の詳細は記載されていない⁶。

3. 2. 登録の価値証明

「登録の価値証明」のうち「文化的景観の真実性及び完全性」という項目には林業に関する記載がある。やや長くなるが、引用すると以下の通りである (世界遺産登録推進三県協議会, 2005)。「また、紀伊山地は伝統的に林業の盛んな地域であり、線状にのびる参詣の道や川に沿って展開する森林の多くはスギやヒノキを中心とする人工林となっている。これらの森林において長年継続さ

れてきた林業は、信仰の山の経済的基盤ともなってきた重要な地場産業であり、人工林の景観は参詣の道や川とともに信仰の山の文化的景観を構成する重要な要素となっている。それらの地域は本資産の緩衝地帯に含まれ適切な管理が行われていることから、登録資産と一体となった緩衝地帯の全域において、文化的景観に関する完全性の条件は十分に保持されている。」

ここでは、スギ・ヒノキを中心とする人工林への言及がみられる。人工林を中心とする林業が重要な地場産業であり、人工林の景観が「文化的景観を構成する重要な要素」と指摘している。また、緩衝地帯において適切な森林管理が行われていると記載されている。「該当する遺産の種別と価値基準への適合性の証明」という項目にも、「今なおこの地域における生活や生業と密接に関わる人工林の地域など良好な文化的景観が展開している。」という記述がある。人工林地域について「良好な文化的景観」としている。

「登録の価値証明」の項目ではなく「資産の内容」の項目の「歴史」には、「本遺産の価値の重要な部分を占める文化的景観に関しても、戦後の復興期の木材需要の急激な増加によって人工林の割合が増加したが、林業が基幹産業となることによって都市化が阻まれ、三霊場や参詣道を取り囲む山野は深い森林におおわれている。」という記述がある（世界遺産登録推進三県協議会, 2005）。この点について、黒田（2009）は「人工林の有用性の説明」と考えられるとしている。

3. 3. 保存・管理

和歌山県（2006）より、世界遺産の保存管理計画のなかで森林がどのように扱われているかをみておく。この計画の中心部分は、世界遺産を構成する資産の保存・管理となっており、緩衝地帯の森林管理に関する記述は少ない。

資産の構成要素を分ける際には、森林は「構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素」のうち「自然的要素」に含まれている。森林については、「森林（天然林、施業林）」と記載されている。ここでは、人工林という用語ではなく、「施業林」という用語が使用されている。なお、具体的な記述は余り見られない。「参詣道の周辺地域」のところでは「それぞれの参詣道の周辺地域は、ほとんどが森林で覆われている。森林の様態はスギ・ヒノキなどの人工林をはじめ、照葉樹林、二次林など様々である。」、「熊野三山」のところでは「人工林では森林法に基づき計画的な林業が行われている。」と記載されている。

保存・管理の方法のところでは、以下のように記載さ

れている。「熊野参詣道・大峯奥駈道も含め、各参詣道の周辺地域は大半が森林で覆われている。これらの参詣道周辺に展開する森林については、文化的景観として良好に保全されていることから、それらの適切な保全に努める。」「現在の景観を維持していくため、地域住民の農耕に関わる諸活動や森林所有者の林業活動等との調和を図りつつ、森林法・自然公園法・県立自然公園条例・市町の景観条例等により適切に保全を図る必要がある。」「熊野三山及び高野山周辺の森林では、森林法に則って計画的な林業が営まれており、文化的景観が良好に維持されている。また、社寺有林はもともと各社寺の社殿堂塔の新築・増築・改築に用いる建築用材として利用され、各社寺の経済的基盤を成してきたものでもある。そのような歴史的経緯に鑑み、構成資産の周辺環境を成す社寺有林の保全と管理について、所有者である当該社寺とも十分な調整を図りつつ進めることとする。」

「登録の価値証明」と同様に、周辺の森林は全体的に「良好な文化的景観」とであるとされ、「熊野三山」については森林法に基づき計画的な林業が行われている点が強調されている。

4. 古道周辺の森林

4. 1. 小班の規模

調査対象の古道周辺の小班について、所有規模を把握するために、面積別の小班数を検討した（表1）。1ha未満の面積の小班数は155と、全体の74.2%を占めている。1ha未満の小班の中でも面積の小さい小班が多く、0.4ha未満の小班数が113で、全体の54.1%を占めている。このことから、古道周辺では、森林が広範囲にわたって存在しているものの、多数の小班に分かれており、それぞれの小班は小規模である。古道沿いでは小班の面積が小さいものの、古道から離れるにつれて次第に小班の面積が大きくなることも分かった。

表1 面積別小班数
Table 1. Number of subcompartment by area

面積 (ha)	小班数 Number	割合 (%) Ratio
0.2 未満 (less than 0.2)	51	24.4
0.2 ~ 0.4	62	29.7
0.4 ~ 0.6	21	10.0
0.6 ~ 0.8	17	8.1
0.8 ~ 1.0	4	1.9
1.0 以上 (1.0 and over)	54	25.8
計 Total	209	100.0

資料：森林施業計画データより集計。
Source: Forest practice plan

森林施業計画データでは同一小班内にスギとヒノキの両方が植えられている小班がいくらか見られた。同じ所有者によって同じ時期に造林されたものと考えられる。しかし、これでは樹種別の資源構成が分からないため、同一小班でも樹種が異なれば別区画と捉えて、面積別区画数を集計した(表2)。小班別よりも区画別の方が細分化しているため、より面積の小さい区画の割合が増加した。スギとヒノキを比較すると、スギの区画の平均面積は0.64ha、ヒノキでは0.87haとなり、ヒノキの方が広い。

4. 2. 森林の区分

古道は熊野詣のための道としてだけに用いられていたわけではなく、林業にとって不可欠な林道・作業道としても用いられてきた⁷⁾。一方、道を継続して利用していくためにはいつでも通ることができるように維持管理する必要がある。古道にとっても木材生産や森林施業は不可欠であった。このような歴史的側面からも、林業によって創られた景観が文化的景観として認められ、世界遺産

に登録された。

用材生産を意識した林業がどの程度の範囲で行われてきたかを調べるために、古道周辺の森林の人工林の割合を求めたところ、古道周辺の森林の人工林率は93.8%であった。この人工林率は和歌山県平均⁸⁾の60.8%と比較しても高い数字である。古道周辺の大部分の森林に人手が入っており、スギ・ヒノキの造林が行われてきたことを示している。

2001年に初めて策定された森林・林業基本計画では、重視すべき機能に応じて、全ての森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの区分に応じた森林経営を行うこととなった。古道周辺の森林がどのように位置づけられているのかを調べるために、区分別面積の割合を求めた。また、比較対象として日本全体におけるそれぞれの区分ごとの面積の割合も示した(表3)。最も顕著に差が見られたのは「資源の循環利用林」であった。「資源の循環利用林」とは、主として木材などの林産物を安定的・効率的に生産する機能を求められた森林であり、直接的に林業に係るあ

表2 面積別区画数
Table 2. Number of unit by area

面積 Area (ha)	人工林 Plantation forest			天然林 Natural forest	計 Total
	スギ Sugi ¹⁾	ヒノキ Hinoki ²⁾	計 Total		
	0.2未満 (less than 0.2)	42	36		
0.2～0.4	27	37	64	6	70
0.4～0.6	14	11	25	3	28
0.6～0.8	13	8	21	1	22
0.8～1.0	6	4	10	1	11
1.0以上 (1.0 and over)	22	35	57	3	60
計 Total	124	131	255	21	276

資料：森林施業計画データより集計。

Source: Forest practice plan

Note 1) *Cryptomeria japonica*, 2) *Chamaecyparis obtusa*

表3 ゾーニング別の森林面積
Table 3. Forest area by category

区分 Category	調査地 Research area	全国 Whole Japan	
		調査地 Research area	全国 Whole Japan
水土保全林 Forests for water and land conservation	50.4	50.4	65.5
森林と人との共生林 Forests for symbiosis with people	9.3	9.3	13.0
資源の循環利用林 Forests for cyclical use of resources	40.3	40.3	21.5
計 Total	100.0	100.0	100.0

資料：全国値は、『平成20年版 森林・林業白書』参考付表5より(2002年3月31日現在)。

調査地については、森林施業計画データより集計。

Source: Forestry Agency (2008) and forest practice plan

る森林である。古道周辺の森林において、「資源の循環利用林」が多いことから、古道周辺の森林では木材生産を主目的とした森林経営が期待されていることが分かった。

4. 3. 人工林の齢級構成

これまで古道周辺の森林についてのデータが集計されていなかったために、古道周辺の森林がいつ頃造林されたものなのか把握できなかった。ここでは、どの時代の人工林がどの程度あるかを調べるために、古道周辺の森林のうち93.8%を占める人工林の齢級構成を調べた(図3)。

日本の人工林は、1960年代から1970年代にかけての大規模な造林によって造られたものが多いために、Ⅶ・Ⅷ齢級あたりを上限としてⅥ齢級以下およびⅨ齢級以上の人工林の面積が小さい。しかし、古道周辺の人工林では、Ⅷ齢級の他にⅤ・ⅩⅢ・ⅩⅣ齢級の人工林もある。

ⅩⅢ・ⅩⅣ齢級の人工林が他の時期と比較して大きな面積を占めているが、この時期は1945年の終戦に近い時期に該当する。この時期は日本全体で物資が不足し、木材需要が増加した時期である。古道周辺でも伐採及び造林がある程度の規模でもって行われた可能性がある。しかし、ⅩⅢ・ⅩⅣ齢級の人工林が伐採されずに残っているということは人工林において生産活動が停止していると捉えることもできる。

Ⅷ齢級前後の面積が占める割合が大きい。この時期は、全国的に拡大造林が推進された時期である。古道周辺も同様であったものと考えられる。

Ⅴ齢級の人工林はⅧ齢級と同程度の面積となっているが、全国的にみると、このような傾向は認められない。古道周辺におけるⅤ齢級の人工林面積が大きいのは、地域的な理由と考えられる。Ⅴ齢級の人工林の所在箇所を

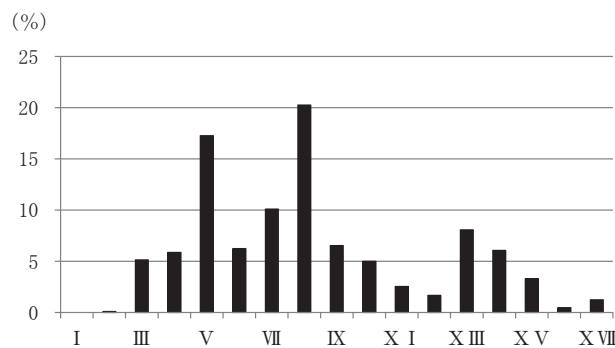


図3 古道周辺における人工林の各林齢の面積

Figure 3. Area by age class of man-made forest around Pilgrimage Route

資料：本宮町森林組合資料より作成。

Source: Hongu-cho Forest Owners' Cooperative

検討してみると、三越峠から発心門王子の区間(約4.3km)に集中している。Ⅴ齢級の人工林面積は35.9haであるが、その81.0%にあたる29.0haがこの区間に集中しており、この区間で当時、一斉に造林が行われたといえる。施業図と照合しながら踏査したが、この区間は整備された林道で、自動車も通れるような道であった。なお、当時は「歴史の道」事業によって古道の整備が行われた時期であるが、関連性は不明である。

古道周辺の人工林ではⅡ齢級が0.2haでⅠ齢級は全く存在していないことから、近年は全くといっていいほど造林が行われていない。踏査した結果、伐採跡地を見いだすことはできなかったため、生産は停止状態にある。

4. 4. 間伐

田辺市森林整備計画(計画期間：2006年4月1日～2014年3月31日)によると、人工林の伐期は、スギで35年、ヒノキで40年となっており、これはⅦ・Ⅷ齢級に相当する。古道周辺の人工林には、Ⅷ齢級以下の人工林が66.0%あり、大きな割合を占めている。これらを健全な人工林に育成していくためには、間伐などの手入れが不可欠である。間伐の動向を把握するために、森林施業計画データに記載されていた2002年から2007年までの6年間のデータを使用した(表4)。

古道周辺の人工林において、間伐が行われた小班数は23であり、これは人工林全体の10.9%にすぎなかった。また、表中の間伐率は該当する齢級面積のうち、どの程度が間伐されているのかを表示したものである。田辺市森林整備計画において間伐はⅥ・Ⅶ齢級までに3～4回行うとなっているが、少なくとも調査期間の6年間で複

表4 齢級別の間伐
Table 4. Thinning by age class

齢級 Age class	面積 Area (ha)	間伐面積 Area of thinning (ha)	比率 ¹⁾ Ratio (%)
I	—	—	—
II	0.2	—	—
III	10.5	8.5	81.0
IV	12.1	5.5	45.5
V	35.9	19.6	54.6
VI	12.9	—	—
VII	20.4	5.8	28.4
VIII	36.4	19.0	52.2
IX以上 (and over)	66.1	0.1	0.2
計 Total	194.4	58.5	30.1

資料：森林施業計画データより集計。

Source: Forest practice plan

注1) 四捨五入のため、内数の和が合計に一致しない。

Note 1) Breakdown figures were not added to total.

数回の間伐が行われた小班は皆無であった。また、年齢別にみた間伐率は3割から5割程度となっていることから、1回目の間伐が終わっていない小班が多いといえる⁹⁾。

Ⅸ年齢以上の人工林では、0.1haしか間伐が行われていなかった。Ⅸ年齢以上になると、間伐材を売ることも可能といえるが、このような収入を伴う間伐も全く実施されていなかった。

調査地を踏査してみると、間伐材が放置されている箇所が多く見られた。放置されたままの間伐材には苔が生えているものもあり、長期間放置されたものもあると考えられる。何らかの拍子に間伐材が古道に転がってくる可能性がないかどうかを検討しなければならない。多数の観光客が通行するルートであることを考慮した事業実施が必要なのではないかと考えられる。

5. 文化的景観に関する課題

5. 1. 文化的景観への理解不足

文化的景観は1992年に世界遺産条約に導入された概念である。自然と文化を枠組みだけでなく概念的にも同時に一つの遺産の中で考えていこうとしている。ただ、指定当時は、世界遺産条約に導入されてから日が浅く、新たな概念は十分に理解されているとはいえない状況にあったものと考えられる。「紀伊山地の霊場と参詣道」における文化的景観に関して多くの課題が指摘されてきたが、これらは文化的景観の理解不足が関係しているのではないかと考えられる。「紀伊山地の霊場と参詣道」における文化的景観は、森林、河川、歴史等様々な要素を含んでいるが、以下では、森林について述べる。

「紀伊山地の霊場と参詣道」においては、森林が重要な役割を担っているにもかかわらず、指定当時、この点に対する認識が政府にも地元自治体にも欠けていたように思われる。この点については、2004年3月のICOMOSの勧告の前文が明確に指摘している（この勧告は、2003年1月に文化庁がユネスコ世界遺産センターに提出した登録推薦書に対する回答である）。引用すると、「推薦資産の全体は、森林山岳景観により支えられている。推薦書において、このことが記述又は分析されていないばかりか、それらの詳細にわたる保存管理についても記述又は分析が成されていない。森林管理の観点から推薦地域が持続可能な状態にあるという点と、特に参詣道を取り巻く狭隘な回廊状の部分が「遺跡」の自然的側面として精神的・文化的な価値に強力に関連している点が重要である。」となっている（世界遺産登録推進三県協議会、2005）。勧告が、「森林管理の観点から推薦地域が持続可能な状態にある」ことを重視していたにもかかわらず、

この点に対する理解の不足が多く課題の基本にあると考えられる。

この点に関連する日本政府の回答としては、「構成資産以外の森林で覆われた山岳景観の地域はすべて緩衝地帯に含まれることから、構成資産の一覧表には含めていない。」（世界遺産登録推進三県協議会、2005）とある。要するに、問われた森林管理問題が緩衝地帯の指定問題へとすりかわっている。緩衝地帯にすると回答すれば、それ以上の分析、資料作成は不要になるとすれば、それは遺産指定にかかわる重要な問題を示している。次項目で緩衝地帯について触れるが、道という線状の遺産の緩衝地帯設定自体にも難しさがある。しかし、より根本的な問題としては、遺産全体を支えている森林山岳景観をどうするのかという点についての明確な方針、計画がそもそもなかったのではないと思われる点である。そのため、社寺、古道といった遺跡のみを保存管理するという従来からの仕組みが継承されたのではないかと考えられる。

5. 2. 緩衝地帯の画一的設定

世界遺産の登録資産の周囲には資産が外部からの影響を受けないように緩衝地帯を設定することが義務付けられている。文化的景観という資産の外側に存在している景観が重視されているため、緩衝地帯と文化的景観は重要な関係にある。3.1で指摘したように、「紀伊山地の霊場と参詣道」における緩衝地帯面積の対登録資産面積比率は20倍を超えている。

古道では9,120haが緩衝地帯として設定されているが、これは古道の構造上の特性の影響を強く受けている。社寺などはこれまでの遺産と同じように点的な広がりを示しているのに対して、古道は紀伊半島全体に線的な広がりを見せている。点の場合はその一帯を取り囲んだ緩衝地帯を設定することになるが、線の場合はそれぞれの場所に応じた緩衝地帯の設定が求められる。古道は多様な文化的景観のなかで成立しているにもかかわらず、古道周辺で緩衝地帯として設定された範囲は一律に道の両側50m（幅100m）である。森林は文化的景観を支える上で重要であるが、遺産の構成資産には含まれておらず、一律に設定される緩衝地帯として扱われている。

森林地帯において、古道周辺の緩衝地帯の範囲が制限された原因の一つとして林業を含む住民の生活があげられる。寺西（2005）は、「歴史的景観と地域住民の生活、この妥協点が、設定された緩衝地帯の広狭に反映しているのではないかと指摘している。50mという緩衝地帯の範囲はあくまで住民生活と遺産管理の妥協の間で生まれた範囲にすぎない。遺産管理だけに着目して設定さ

れた範囲でない以上、遺産を管理していく上で様々な問題が生じる可能性があるのではないだろうか。

古道の緩衝地帯の森林ではどのような規制を受けるのであろうか。保安林等の制限林の場合は、当該法規の規制を受けるのは当然である。世界遺産の指定に合わせ、関係市町村が景観条例を制定している。本調査ルートが含まれる田辺市は、2005年に田辺市歴史文化的景観保全条例を制定している。適用除外項目を定めた第7条をみると、「(5) 森林法(昭和26年法律第249号)において定める森林施業計画の認定を受けた木竹の伐採であって、当該森林施業計画の計画内容に基づくもの」は、保全地区における行為について申請・協議が不要とある。要するに、施業計画に基づいていれば、特段の制限はない。緩衝地帯に入ったからといって施業方針に変更が求められるわけではない。それでは、施業計画に何か特色があるのだろうか。

施業計画樹立にあたり指針となる田辺市森林整備計画(田辺市, 2006)をみると、「第1 伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項」の「1 森林整備の現状と課題」のところで、世界遺産にふれている。引用すると、「さらに、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界遺産に指定された「紀伊山地の霊場と参詣道」周辺の森林については、指定の趣旨を鑑み、「文化的景観」に配慮した森林整備が必要である。」となっている。計画事項自体には、特に世界遺産と直接関連する記述は見られない。

以上をまとめると、緩衝地帯は一律に設定されており、森林施業計画に基づいている限り施業制限は事実上ない。追加的制約がない緩衝地帯を一律に設定したところで、森林所有者、自治体、森林組合等の関係者に与える影響は小さいのではないと思われる。

5. 3. 統一的管理の困難性

「紀伊山地の霊場と参詣道」の特色の一つは登録面積及び緩衝地帯面積の広さにある。古道も延長が約300kmに及んでいる。関連する地方自治体が多く、森林の大半が民有林であることから、この遺産については統一的管理が難しいという課題がある。

まず、関連する地方自治体について述べる。関連する地方自治体は3県29市町村(指定当時)である。この点については、2004年のICOMOSの勧告が触れている。引用すると、「当該資産は特に規模が大きく複雑であり、(締約国から)提案の都道府県間における非公式の調整は、保存管理の施策としては適切であるとは言い難い。締約国に対して、資産の保存管理を監督しあるいは体系的な調整に当たる者を任命する調整機関の設置について

考慮するよう勧告する。」とある(世界遺産登録推進三県協議会, 2005)。関係三県(三重県, 奈良県, 和歌山県)は世界遺産登録推進三県協議会を設置し登録に向けて業務を行ってきたものの、登録後の遺産管理関連施策、地域振興策は基本的には各県の仕事になっている¹⁰。関係する3県の調整問題は、指定前から予想されていたといえる。しかし、現実には、指定後は3県共通の業務はないとのことである。地域振興政策や観光政策は、元々が県単位で行われており、県同士の調整の実態はないものと考えられる。市町村レベルとなると29市町村にも及ぶ。かつて森林計画関連業務は県レベルで実施されていたが、市町村森林整備計画の樹立、森林施業計画の認定、伐採届の受理などの業務は、現在は市町村の業務である。古道周辺の森林整備に果たす市町村の役割は大きい。従って、3県29市町村の連携、調整が求められている¹¹。

古道という道が持つ特性についても触れておきたい。道の場合、土地所有者と管理者が同じとは限らない。古道全体が一つの道として管理されているわけではなく、道の種類により管理者も異なっている。さらに、文化財としての古道管理は教育委員会、古道沿いの森林管理は林業部局の管轄である。道をめぐる問題は、行政内部においても複雑である。

次に、森林の所有区分について述べる。日本の世界自然遺産は国有林が中心であり、林野庁によって管理が行われている。一方、世界文化遺産に関連する森林の場合は、必ずしも国有林が中心というわけではない。黒田(2009)は、9件の世界文化遺産について、森林に占める国有林の比率を求めているが、登録資産で34%、世界遺産地域全体で20%としている¹²。つまり、世界文化遺産の場合、民有林がより重要な役割を果たしていることになる。「紀伊山地の霊場と参詣道」の場合でも、森林の大半が民有林である。土地所有者という点から見ると、世界文化遺産の森林の場合、多数の所有者が関与することになり、世界自然遺産より統一的管理は困難になるものと考えられる。

「紀伊山地の霊場と参詣道」における文化的景観の登録基準は「有機的に進化し続ける景観」とされており、古道周辺の人工林における林業活動の継続が求められていることになる。しかし、4.3で指摘したように、中辺路ルート沿いの調査地では生産活動が全くと言ってよいほど行われていなかった。このままの状態が続いた場合、文化的景観として良好な景観を今後とも維持できるのだろうか。林業全般に見られる不振を考えると、森林所有者だけで適切な管理が可能とはいえないのではないかと考えられる。ましてや、統一された管理は一層困難な

のではないだろうか。また、調査地には、森林施業図に場所が記載されているものの、森林施業計画データに林況、所有者等の情報が全く記載されていない小班が2箇所存在していた。古道と直接は接していないものの、「古道周辺の森林」に含まれている。このような施業計画に全く情報がない小班において、今後手入れが行われていく可能性は低く、文化的景観として相応しくない景観が形成されていく可能性もあるのではないかと。

「紀伊山地の霊場と参詣道」において、林業は特定の地域だけで行われてきたわけではなく、古道周辺のほぼ全域で行われてきた。林業によって創られる文化的景観の保全のためには遺産地域全域での維持管理体制の検討が必要と考える。

6. おわりに

「紀伊山地の霊場と参詣道」を後世に伝えていくためには、登録資産である「社寺と道」だけを保全するのは不十分であり、文化的景観を最大限に活かしながら保全していくことが重要である。これまでの資産中心の管理体制は、文化的景観に対する理解不足とも関係しているものと考え、「紀伊山地の霊場と参詣道」を適切に保全していくためには、まずは、この遺産特有の文化的景観の特徴を行政、住民、森林所有者、森林組合等、この遺産に関わる人々が正確に理解していく必要がある。世界遺産指定後、地方自治体、地域、学校などで様々な取り組みが始まっている点が注目される。また、基金の設置による古道周辺の森林整備も始まっている¹³。このような指定後の取り組みが文化的景観の理解にどのようなつながっているのか、また森林管理にどのような影響を与えているのかについては今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究を行うにあたり、和歌山県、田辺市役所、田辺市熊野ツーリズムビューロー、和歌山県世界遺産センター、本宮町森林組合、速水林業にてお世話になった。また、査読者から有益なコメントをいただいた。以上の皆様に厚く御礼申し上げます。

注

(1) 2004年6月、ICOMOS (International Council on Monuments and Sites) から「神社と参詣道は文化的景観の一部を成すことから、この文節は英語又は仏語において不要であるといえる」という勧告があった。この勧告に対し、文化庁は「文化的景観としての登録が許容されるのであれば、勧告

どおり表題の当該箇所の削除を受け入れることとしたい」と回答した(世界遺産登録推進三県協議会, 2005; 寺西, 2005)。

- (2) 朝日新聞(2005年4月21日夕刊より)。登録反対の内容については、大野(2009)を参照のこと。
- (3) 石見銀山の世界遺産登録推薦書を見ると、「資産の内容」の「歴史」のなかに「燃料の供給」という項目がある。ここには、「銀の精錬及び精錬に必要な燃料である木炭の原料の樹木については、伐採場所が政策的に管理されていた。我が国の湿潤で温暖な気候に恵まれて、これらの樹木は再生を繰り返し、資源が枯渇することはなかった。」と記されている(鳥根県教育委員会, 2007)。人工林による木材生産とは異なるものの、世界文化遺産と林業との関係を示す事例である。
- (4) 辻林(2009)は、緩衝地帯に関連して、「参詣道については、道から眺望できる範囲、緩衝地帯よりも広くはなるが、少なくとも参詣道左右の谷を挟んだ稜線までを保護の対象地域とする必要がある。」と指摘している。神吉(2008)は、「バッファゾーンはもちろん、ときにその外側にまで広がる集落域の景観のまとまりが、道によって結ばれ、連続するかたちで参詣道全体としての景観を形成」するとしている。何れにせよ、指定された緩衝地帯だけでは狭いということになる。なお、本論文では、古道周辺の森林の幅を緩衝地帯の2倍と一律に決めたが、現状をふまえた分析範囲の設定は今後の課題としたい。
- (5) 緩衝地帯の面積に関連して、寺西(2005)は、「この数値をどのように評価するかについては議論の分かれるところであろう。」としている。また、「個別にみると、参詣道地域のそれが隔絶して膨大であることから、総合的な数値を引き上げている」ことを指摘している。緩衝地帯として設定された森林面積の大きさが、遺産全体でみた場合の緩衝地帯の対登録資産比率を高めているとの指摘である。
- (6) 黒田(2009)は、「紀伊山地の霊場と参詣道」の遺産地域(登録資産及び緩衝地帯)の森林率を82%、森林に占める植林地の割合を46%としている(環境省生物多様性センター運営の「生物多様性情報システム」による計算結果)。
- (7) 和歌山県(2006)には、参詣道について、「参詣道の周辺には林業の施業林が存在するため、今後とも林道の新設が想定される。しかし、参詣道の路面は現状保存を基本とする必要があることから、新たな林道の建設については所有者とも十分協議し、調整を図りつつ、参詣道の厳密な保存・管理を図る必要がある。」と記載されている。参詣道沿いで林業が行われているが、今後の林道整備にあたり参詣道の保存が必要なことに言及している。
- (8) 2008年4月1日現在。和歌山県農林水産部森林・林業局(2008)による。
- (9) 間伐の必要性についてはこれまでも指摘されてきた。宇江(2004)は「植林地では大胆に間伐をやってもらいたい。間伐もせずに放置して、日光が入らず荒れた林が多いからである。」と述べている。
- (10) 本中(2005)は、世界遺産登録に向けて「三県の間における一定程度の連携体制を築くことができたこと」を登録の意義の一つにあげている。
- (11) 服部(2010)は、「紀伊山地の霊場と参詣道」が複数の県域をまたぐ点に注目し、広域行政という視点から検討を行っている。県により登録資産の内容が異なる上、世界遺

産への期待も異なるなど連携の難しさが指摘されている。

- (12) 2009年時点での世界文化遺産11件のうち、森林を含まない「原爆ドーム」と「姫路城」の2件を除く9件に関する集計結果である(黒田, 2009)。
- (13) 和歌山県緑化推進会に「世界遺産の森林を守ろう基金」が設置され、2011年6月末現在で、約2,900万円の募金を集めている。用途をみると、2006年度が発心門王子周辺(2.06ha)、2007年度が高野黒河街道・女人道周辺(3.00ha)、2010年度が伏拝王子-祓所王子区間(12.00ha)、2011年度予定が水呑王子-伏拝王子区間(13ha)となっている。
http://wakayama-ryokusui.wiwi.co.jp/image/dl/pdf/h22_isan_dl_1.pdf, 2012/05/23

引用文献

- 1) 服部浩平(2010)世界遺産登録と広域行政の実態-「紀伊山地の霊場と参詣道」を事例として-。大学院紀要(法政大学大学院) 64: 157-173.
- 2) 神吉紀世子(2008)熊野古道の文化的景観を守る地元主導の地域づくり-「紀伊山地の霊場と参詣道」世界文化遺産登録後4年間を通じて。BIO-City 40: 56-63.
- 3) 小山靖憲(2000)熊野古道。208pp, 岩波書店, 東京。
- 4) 小山靖憲(2003)南紀熊野を歩く。(南紀と熊野古道。小山靖憲・笠原正夫編, 234pp, 吉川弘文館, 東京)。7-42.
- 5) 黒田乃生(2009)日本の世界文化遺産における森林の現状に関する考察。ランドスケープ研究 72 (5): 645-650.
- 6) 本中眞(2005)世界遺産条約の理念と課題。(世界遺産と歴史学。佐藤信編, 217pp, 山川出版社, 東京)。26-55.
- 7) 小田誠太郎(2005)「紀伊山地の霊場と参詣道」の現状と課題-難題は遺産の保存管理, 整備活用, 地域政策 三重から 18: 20-24.
- 8) 大野哲也(2009)地域おこしにおける二つの正義-熊野古道, 世界遺産登録反対運動の現場から-。ソシオロジ 53 (2): 73-90.
- 9) 林野庁(2008)平成20年版 森林・林業白書。172pp, 日本林業協会, 東京。
- 10) 世界遺産登録推進三県協議会(2005)世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道。151pp, 同協議会, 津・奈良・和歌山。
- 11) 島根県教育委員会(2007)世界遺産石見銀山遺跡とその文化的景観: 公式記録誌。143pp, 島根県教育委員会, 松江。
- 12) 田辺市(2006)田辺市森林整備計画(平成18年4月1日~平成26年3月31日)。田辺。
- 13) 寺西貞弘(2005)「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録と今後の課題。(世界遺産と歴史学。佐藤信編, 217pp, 山川出版社, 東京)。81-107.
- 14) 辻林浩(2009)熊野古道 世界遺産の道-世界遺産登録と概要, 国立公園 679: 9-12.
- 15) 宇江敏勝(2004)豊穡な森はいつか再生する-自然と歴史と祈りの地 熊野の森を歩く。地球環境 35:41.
- 16) 和歌山県(2006)世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画。(世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会, 17+39+42+61pp, 同協議会, 津・奈良・和歌山)。分冊 3. 61pp.
- 17) 和歌山県農林水産部森林・林業局(2008)平成20年度 森林・林業および山村の概況。40pp, 和歌山県, 和歌山。

(2012年5月24日受理)